事　務　連　絡
平成２９年９月１１日

介護保険事業所　御中

岡山県国民健康保険団体連合会
介　護　保　険　課

介護給付費等の紙媒体による請求及びＯＣＲ用紙の取扱いについて

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成２６年８月１５日付け老発０８１５第２号厚生労働省老健局長通知により、介護給付費の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求とされましたが、一部例外規定が設けられ平成３０年４月以降も書面による請求を行う場合は、平成３０年３月３１日までに免除届出書を提出していただくこととなりました。

つきましては、書面での請求を希望される場合は、受付時の混乱をさけるため平成３０年１月末までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

また、今般の改正を受け、介護保険制度発足以来、書面での請求時に使用していただいたOCR用紙の使用を、平成３０年４月受付をもって終了させていただきます。平成３０年５月提出（月遅れ分を含む）からは、請求省令で示された様式を使用して請求いただきますようお願いいたします。長年にわたり本会の受付業務に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

なお、本事務連絡は、審査結果を書面で通知させていただいている全事業所あてに送付しております。既に手続きを済まされている場合は、再度の届出は不要であることを申し添えさせていただきます。

記

１．免除届提出協力期限　　平成３０年１月末
２．各種様式の取得方法　　岡山県国民健康保険団体連合会ホームページ
（http://okayama-kokuhoren.com/kaigokankei/kaigo）
３．OCR使用期限　　平成３０年４月提出分まで

【連絡先】
〒700-8568
岡山市北区桑田町１７番５号
岡山県国民健康保険団体連合会
介護保険課　TEL：086-223-8876

平成３０年４月より、介護給付費の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

※一部例外規定があります。

インターネット（伝送）による請求

・インターネットがご利用可能なＰＣがあれば利用できます。
・ＩＳＤＮ回線による請求は平成３０年3月末をもって廃止となります。

ＣＤ-Ｒ等（電子媒体）による請求

請求方法の変更にあたっては、国保連合会への届出が必要です。

現在の請求方法を変更する場合は、請求方法変更の届出を該当の国保連合会へ提出してください。（届出用紙の取得にあたっては各国保連合会のホームページをご参照いただき、不明な点は国保連合会にお尋ねください）

なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めにお願いいたします。

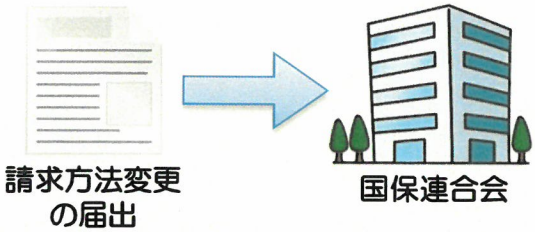

平成30年４月以降も書面による請求を行う場合は、事前の届出が必要です。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日）」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、免除届出書（※）を該当の国保連合会に提出する必要があります。

（※）「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に規定。

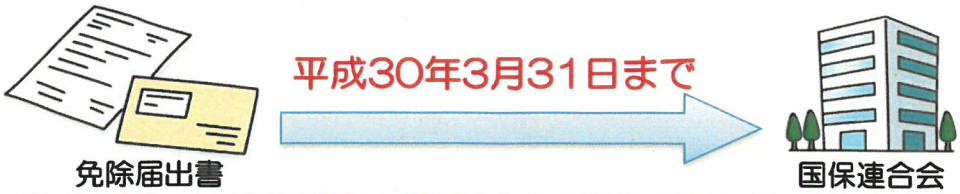

厚生労働省

書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- 支給限度額管理が不要なサービス一種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等（下記参照）であって、その旨を平成30年３月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年３月31日においていずれも65 歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年３月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの

① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）

② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）

③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る）

④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）

⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）

※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあっては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」より抜粋

① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30 年３月31 日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。

イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所

ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所

ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所

ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50 床未満の介護保険施設

ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50 床未満の介護保険施設

ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50 床未満の介護保険施設

ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50 床未満の介護保険施設